

文献複写受付 <LA0092691275> 受付番号: 15197

OMLNM:OCLC
OMLID:OCLC
ONO: ISO
BIB: Syukyokai

ARIEL
PRMT:9111
私費

AMLNM:京大
受付日: 2003/01/10

VOLNO:
YEAR: 1917
PAGE:

≒182

ARTCL:Iwasaki Kougen: Shingyozenji no SangaikyoShingyozenji no
Sangaikyo..Kougen

HMLID: FA002611 京大
CLN:
LDF:
HOLLC:
LOC:
RGTN:

[CMNT]
20030110 PAYMENT=IFM / NOTE=OBEGROUP or individual reciprocal
FAX/ARIEL: (413) 585-4485 ARIEL: 131.229.62.117
EMAIL:snnill@smith.edu / MAX-COST=US

HML: CLN:
RGTN:
LDF:

所蔵典拠: 書誌典拠: <TN:46450>
依頼館住所: ILL NEILSON LIB (SNN)/NEILSON DR./SMITH COLLEGE/NORTHAMPTON MA
担当部局: 担当者:

TEL: 内線: FAX:

基本料: 形・大きさ:
枚数: 単価: 申込者: Hubbard, Jamie
小計: 所属:

送料: 料金徴収: 借用部局:
合計: 領収書NO: 借用日:

ILL

NEILSON

LIB (SNN) /NEILSON DR. /SMITH COLLEGE/NORTHAMPTON MA

<<複写物在中>>

<LA0092691275>
OMLNM:OCLC
BIB: Syukyokai
ONDATE: 2003/01/10
ONO: ISO
私費
PRMT:9111

VOLNO: YEAR: 1917 PAGE:
ARTCL:Iwasaki Kougen: Shingyozenji no SangaikyoShingyozenji no
Sangaikyo..Kougen

枚数: 単価: 形・大きさ: 基本料:
小計: 申込者: Hubbard, Jamie
送料: 所属:
合計: 領収書NO:

[CMNT]
20030110 PAYMENT=IFM / NOTE=OBEGROUP or individual reciprocal
FAX/ARIEL: (413) 585-4485 ARIEL: 131.229.62.117 EMAIL:snnill@smith.edu
/ MAX-COST=US

ANO: 15197

受付館住所: 〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学 附属図書館 相互利用掛
担当部局: 相互利用掛 担当者: 依頼(飯田) 受付(西川)
TEL: 075-753-2638 FAX: 075-753-2650

(8)

て鎌倉時代の各宗を生ずるに至る迄には一旦宗祖の信仰を宗乘に組織整頓しても幾度か變遷を経て宗乘が一定不變とは言はれなかつた。宗乘信仰が個人信仰に對して大きいか小さいか其何れにしても個人信仰の火を入れて宗乘信仰に燃が通ずるものとするとき自己には變遷を意識しないが外から見れば一種の變態と見らるる場合が多い。佛教の如く殆ど所有哲學體系なり宗教信仰なりが渾然として存往してある宗教では宗旨を以て佛教を見ると佛教を以て宗旨を見るとは必しも一致するものではない。要之、自己の信仰と宗乘信仰との關係は此二者が全然一致して所謂寫瓶相承の場合が一。宗乘信仰が個人信仰を包括して個人が宗乘の一部で満足し個人信仰が宗乘で着色せらるる場合が一。個人信仰が頗る範圍が擴大せられて宗乘信仰で足らず自己の體得を以て宗乘を變態とする場合が一。宗乘の信仰もなく自己の信念もない場合は固より論ずるに足らぬが、多くの場合は宗乘信仰と個人信仰とが如何に調和するかに存し宗乘信仰と自己信仰とに自分には兩者共に第一次獨尊にして聊かの等差を認めないとしても外面からは兩者の間に主伴關係を附するものとも見らるることであらふ。此兩者の關係を便宜上四句に分けたが實際は如かく簡別され得べきものではない。宗教は主觀の内證なりといふは可なれどもそれのみで客觀妥當性を缺くも可なりといふは宗あつて教なく又眞の宗でないことになるから宗乘は此客觀妥當性を保證すべき責務を有せるものでそれが成案批評たるを避くる點が東西共に特に困難とする點である。將來の佛教は各宗共に此意義に於て頗る重大な

る任務を帯びてゐる。須らく難事を人に嫁せず教家各人が努力を要すべきである。説明の次に來るべきは體驗にして佛教は今正しく僧の時代である。佛と法との最上味は必ず僧寶體驗の確證を待つて信ぜらるる時代である。

信行禪師の三階教

岩崎 敲 玄

(9)

三階教は多くの經論に據り時處人の三義に約して佛教を三種に區分し、時機の適否通局を限定せんとしたるものにして、隋の眞寂寺信行禪師及び其徒の唱道せし所なり、歴代三寶記等に依るに禪師は自ら頭陀一食等の苦行を修し、又法華經常不輕菩薩品に常不輕菩薩あり常に四衆を見れば故らに往て禮拜し讚嘆して、汝等當に作佛すべきが故に我れ敢て汝等を輕んぜずと説ける古例を學びて常に男女を論ぜず率ね禮拜せしを以て、其門弟信徒より四依の菩薩と崇敬せられ、京師の眞寂寺に院を建て、屈請せらるる等頗る振興する所あり、隨て其所説の三階教亦一時信奉するもの少からざりしが、其教義は本より經論に依憑する所なりと雖其解釋等全く禪師獨創の見にして從來傳承の所説に乖反し而も自ら二百五十戒を棄捨し、法華を讀誦し或は淨土教を信持するものは時機不相應の

(10)

經教なるが故に、番に出離の要法に非るのみならず却て墮獄の因縁なるべしと痛論せしを以て、當時の高僧及び多くの佛教徒より異端として排斥せられ、隋の開皇二十年には勅令を以て流布することを禁斷せられたり、然れども開元錄等に依て見るに、其後弘教益々蔓延し、其徒衆更に増殖せしを以て其根本を剽滅すること能はず、唐の證聖元年制令を出して三階教を偽經異端とせり、聖歷二年勅して三階教を學するものは乞食長齋持戒坐禪を除く外の餘法を行ずれば違法なりとする制裁を加へたり、玄宗皇帝の時、三階教は佛教に違するを以て之を禁じ、開元十三年諸寺に勅して大院と三階院との隔障を除去せしめ、三階院住侶をして衆僧と雜居せしめ別住することを許さず、又其所依たる三階集錄の流布を禁じ且つ之を毀滅せしめ、若し恣に其行法を修するものは之を還俗せしむ、此の如く制裁壓迫甚しかりしを以て終に廣く弘布すること能はざりしが如し、今

歷代三寶記第十二(致六三丁) 大唐內典錄第五(結二八丁) 續高僧傳第十六(致三五丁) 大周錄第十

五(結三六丁) 開元錄第十八(結五九丁) 貞元錄第十九(結七十七) 華嚴五教章上(陽二五丁) 釋淨

土群疑論第三(淨全六三頁) 同上探要記(淨全六九頁) 西方要決(淨全六六頁) 念佛鏡(淨全六七頁)

等に依て信行禪師の事蹟及び發義の概略並に禪師の淨土教に對する思想の一端を敘述せんと欲す。

一 信行禪師小傳

支那佛教界に偉才輩出して蘭菊美を爭ひ教化最も旺盛なりし陳隋の世に當り、空前獨特の意見を

以て佛教の機法を解釋し、迷界の一切衆生を救濟せんと試みし怪傑を信行禪師となす、其年齒淨影より少きこと十八歳、天台より僅に一歳の年少にして、嘉祥より七歳、道綽より二十一歳の年長者なりしなり、此の如く同時の出世なりと雖、未だ其間に交渉ありしや否やを知らず、今續高僧傳習禪篇等に記する所に依て其略傳を掲げん。

禪師、姓は王氏、魏州の人なり、梁の大同七年を以て生る、幼時出家して諸教を學び八歳にして能く群經に通ず、時を以て教を勤へ、病を以て人を驗す、獨見の明を以て教を立て、先徳の解行と同じからざるものあり、後ち相州の法藏寺に於て具足戒を捨し、大僧の下、沙彌の上において親ら勞役を執り、三寶に報る勤となす、常に單衣節食頗る世風を離れたるを以て、四方より集り教を受くるもの甚だ多し、開皇の初め召されて京師に入る樸射高穎之を邀へて眞寂寺に住せしむ、乃ち對根起行三階集錄及び山東所制衆事諸法合せて四十卷を撰す、風を望て來り歸するもの少からず、常に佛堂にありて像を觀ずることに力めたり、病未だ甚しからざるに氣力漸く衰弱し、像を請して房に入れ臥視して卒す、年五十四、時に開皇十四年正月也、其月七日終南山鷄鳴之阜に葬る。

二 著述

禪師の著述は三階集錄等と稱すれども本來一定の稱號なかりしが如し、歷代三寶記及び大唐內典錄に依るに

(11)

『此錄並引經論正文、其外題無一定准的』
と云へり、之に依て書目の具略種々一定せず、其卷數に至りても亦諸錄異同あり、今之を左に列記すべし。

歷代三寶記に

『對根起行雜錄三十二卷 三階位別集錄三卷
右二部合三十五卷真寂寺沙門釋信行撰』とあり。

大唐內典錄に

『對根起行雜錄集三十六卷 三階位別錄集四卷
右二部四十卷真寂寺沙門釋信行撰』とあり。

大周刊定衆經目錄に

『三階集錄一部四卷、三階集錄一部二卷、大乘驗人通行法一卷、對根淺深發菩提心法一卷、末法衆生於佛法內廢興所由法一卷、略明法界衆生根機法一卷、世間出世間兩階人發菩提心法一卷、十種惡具足人回心入道法一卷、行行同異法一卷、當根器所行法一卷、明善人惡人法一卷、就佛法內明一切佛法一切外道六師法二卷、三十六種對面不識錯法一卷、根機普藥法二卷、十大段明義二卷、大乘無盡藏法一卷、略發願法一卷、人情所行法一卷、大衆制一卷』

開元釋教錄には

右二十二部二十九卷、奉證聖元年恩勅令定僞經(略)不敢妄編在於目錄』とあり。

三階佛法四卷內典錄云三階別集四卷者即此是 十大段明義三卷長房錄云三階別集三卷者即此是 根機普藥法二卷大周錄中除此之外更有三階集錄二卷者誤 三十六種對面不識錯法一卷明一切不識十六 右三階佛法都有四部、初是四卷三階、次是三卷三階、三卷是兩卷三階、後是一卷三階、後之三本入集錄數、大乘驗人通行法一卷、對根淺深發菩提心法一卷上加明諸 對根淺深同異法一卷同前加四字 末法衆生於佛法內廢興所由法一卷上加明諸經中 學求善知識發菩提心法一卷世明 中問五濁惡世界末法惡時十惡衆生福德下行於此四種具足人 廣明法界衆生根機法一卷廣明法界衆生根機 略明法界衆生根機法一卷略明法界衆生根機 世間出世間兩階人發菩提心法一卷明諸大乘修多羅內世間出世 當根器所行法一卷明佛滅度第二五百 人回心入道法一卷明十種惡具足人內最惡人 行行同異法一卷明世間出世間 當根器所行法一卷明佛滅度第二五百 就佛法內明一切佛法一切六師外道法二卷明佛 倒最大邪見景大惡 明善人惡多少法一卷明佛滅度一千五百 就佛法內明一切佛法一切六師外道法二卷明佛 衆生當根器所行法 明大乘無盡藏法一卷、明諸經中發願法一卷、略發願法一卷、明人情行法一卷、大衆

法內明一切佛法 明大衆無盡藏法一卷、明諸經中發願法一卷、略發願法一卷、明人情行法一卷、大衆六師外道法同異 明大衆無盡藏法一卷、明諸經中發願法一卷、略發願法一卷、明人情行法一卷、大衆制法一卷、敬三寶法一卷明諸經中對根起 對根起行法一卷明一切衆生對根上下 頭陀乞食法一卷依諸經論略抄 明乞食八門法一卷、諸經要集二卷、十輪依義立名二卷大方廣十輪經 十輪略抄一卷大方廣十輪經 大集月藏分依義立名一卷大集月藏分經明像法中要 大集月藏分抄一卷大集月藏分經明像法中要 月燈經要略一卷、迦葉佛藏抄一卷明一切出家人內最惡出家人 廣七階佛名一卷觀藥王藥上菩薩 略七階佛名一卷已上三階法等於中多題人

右三階法及雜集錄總三十五部四十四卷隋真寂寺沙門信行撰 長房錄云三十五卷內典錄云都四十四卷大周編錄但載而不別別部卷篇目今細搜括具件如上とあり。

貞元新定釋教目錄には

『隋沙門信行三階集錄周錄雖載收之不盡三十五部四十四卷』と之を大藏中に編入し貞元十六年四月十五日獻納し五月十日勅を下し流行すと記せり。

義天の新編諸宗教藏總錄第三(佛全、佛教書籍目錄第一三頁)に

『入道出世要法二卷或一卷

三階集錄四卷

已上

信行述』とあり。

貞元以後會昌の厄難等ありて二百七八十年間に多く散逸せしが如し其後道忠の群疑論探要記第六には前抄の貞元錄の文を引き次に

『於中三階佛法四卷、法界衆生根機淺深法一卷、僅雖得之、其餘三十九卷、所未見及』とあるを以て當時我邦に三階集錄等五卷尙存在せしことを知る、今傳はらざるを遺憾とす。

三 宗 旨

三階集錄は今之を見ることを得べからざるも錄中數多の經論を引き行文錯綜し言辭幽冥にして頗る難解のものなりしが如し、歴代三寶記に

『雖曰對根起行、幽隱、指、體標榜、於、事少潛、來哲備詳、幸知、有、據、』(續僧傳及內典錄同之)

探要記第六に

『三階集錄一部四卷所引、涅槃迦葉佛藏思益等二十部、並地持論一部也、但所釋義、不似常軌、文言髣髴、未詳宗旨』とあり如何に要領を得難き書なりしかを察することを得べし、今華嚴五教章に依りて其宗旨を窺ふべし、元來禪師の宗とする所は先徳の解行を用ひず、獨創の三階教なるを以て他の所立に依憑する必要な可らざるべしと雖、三階に分類する標準なかる可らず、當時南三北七等諸家の教相建立少からざるも就中光宅の用ひし四乗教に依りて三階の區分を設けたるが如し、五教章上に古今の立教十家を列ぬる第九に

『依梁朝光宅寺雲法師、立四乘教、謂臨門三車爲三乘、四衢所授大白牛車方爲第四(中略)信行禪師、依此宗立二教、謂一乘三乘、三乘者則別解別行及三乘差別、並先習小乘後趣大乘是也、一乘者普解普行唯是一乘、亦華嚴法門及直進等是也』、

と云へり之に依て光宅所立の四乗教に依り自己の宗旨を立てたるを知る、但此文に立二教と云へるは三階教は一乘三乘の二教を出でざるを以てなり、即ち一乘を第一階とし三乘を第二階とし普く四乘を信ずると第三階となしたるものにして二教の範圍を出でざるなり、又依此宗と云へる文に就て五教章纂釋第十一に云依此宗者依法華宗非謂依光宅宗歟と云へり、然れども五教章の文單に光宅宗に依ると言はば光宅所用の教相に三階教あり四乗教あり五時教ありて其何れに依るべきか明

かならざる點あるべきも、明かに四車に依て四乘を立つと云へるが故に法華經譬喻品より來れるを知る、要するに禪師の二教は法華の四車に依て立てたる光宅の四乘教を改竄建立せしものなるべし。擬然の五教章通路記第十三に師會の復古記を引て別解別行者、解行一々歷別、三乘差別、諦緣度異也、先習者謂大由小起、亦大小俱陳也、普解普行者、一具一切之故、此非華嚴餘宗則無、と又纂釋に道亭の義苑疏を引て三乘は其體光宅と異なきも一乘にありては光宅は法華を一乘とし信行は華嚴及び直進のものを一乘となすが故に頓漸始終の懸隔ありとなす、次に觀復の折薪記を引て普別及び頓漸の二對を示し、後に私見を以て三對あることを示せり即ち

『私云、初別解別行者、普別對、謂三乘隔不融、一乘圓融相攝、二三一對、謂三乘存三根差別、一乘談二性皆成、三漸頓對、謂三乘先小後大、一乘直進故、』

と云へり通路記にも同く三對を出す唯漸頓對と廻直對と其名を異にするのみ。

四 三 階 區 分

群疑論第四(淨全六四九)に

『禪師以三義尋教知是當根法門一依時二約處三准人』

と云へり今探要記に引用せる三階集錄等の文に依て三義の大要主義を略述すべし。

一依時とは大集經月藏分第九に

『佛滅度後、第一五百年、我諸弟子、學慧得堅固、第二五百年、我諸弟子、學定得堅固、第三五百年、我諸弟子、學多聞得堅固、第四五百年、造立塔寺得堅固、第五五百年、白法隱滯、多有諍訟、微有善法、得堅固、』(大方等大集經卷五十五) (月藏分の文と異少あり)

の文及大涅槃淨度三昧十輪佛藏等諸經の文に依て初め五百年は一切の聖人解脫堅固なることを得べし、是れ一切の大乗の衆生にして一切の第一階の佛法に屬す、第二の五百年は一切坐禪の衆生にして一切の第二階の佛法に屬す、佛滅一千年已前は一切の聖人一切の利根眞善正見成就の衆生にして第一第二兩階の佛法を用ひて修行す、佛滅一千年已後は一切の聖人等悉く滅して唯一一切の空見有見破戒讀誦經の衆生のみあり、一切の第三階の佛法之に屬す、然れども是れ一往の分類にして集錄の意或は正法五百年像法千年の説に依て一千五百年已後即ち末法を第三階とし、或は正法五百年中に第一第二兩階を攝して像法已後を第三階となす、是れ佛藏經等(取意)に依て千佛も一切衆生を度することを得る能はずと云へるを佛滅五百年とし、百千萬億の佛も一切衆生を度することを得る能はずと説けるを佛滅千年となすに由り種々異説あり、之に由て群疑論には千年已後を第三階とし、西方要決には千五百年已後を第三階と見たるが如し、要するに第一階を初の五百年とするに異動なきも、第二階を正法中に攝すると像法千年に涉ると佛滅千年中に限るとの異りならんも、何れにするも千五百年已後には通ぜざるなり、第三階は第二階に次ぐものなれば第二階の異動と共に變動あり

るも正法中には入る可らざるなり。

二約の處とは大集經十輪經等に依り淨土は穢濁なきが故に純ら一乘を説く、一乘は是れ第一階の法にして、穢土は是れ第一階の處なり、穢土は五濁あるが故に一乘を分て三乘と説く、三乘は第二階の法にして、穢土は第二階の處なり、又穢土は破戒見の處なり、戒見俱に破するは第三階の相なるが故に穢土を第三階の處となす。

三准の人は大涅槃勝鬘摩訶衍華嚴法華十輪增一阿含等の經に依り最上利根一乘の機根を第一階の人となす、是れ華嚴の別教一乘及び法華の大白牛車の一乘なり、之に二類あり一は利根清淨の一乘の機にして戒見俱に破せざるもの、二は利根正見の一乘の機にして戒品を破することあるも正見を壞せざるものと云ふ、次に第二階の機根は利根正見の三乘なり、此中に大乘の菩薩あるも三車中の牛車なり、之れに亦二類あり戒見俱に破せざる三乘と、戒を破するも正見を壞せざる凡夫衆生となり、次に第三階の機に利鈍あり其利根は空有の見に住し諸佛の諸法も化す可らず度す可らざるもの、其鈍根のものは最大鈍根無慚無愧のもの、此第三階は假令正善あるも皆邪惡にして生死を出て涅槃に入らざる戒見俱破の顛倒の衆生なり。

要するに第一階の佛法は唯大乘にして小乘にあらず、第二階は唯三乘にして一乘なし、第三階は唯人天の名字のみあり、但し別法を以て三階の機に擬すれば人天の善根は第三階の法なるが故に唯

人天の名字のみありと云ふ、普法を以て第三階を化するは更に遮せざる所なり、而して四車宗に依れば第一階は一乘、第二階は三乘、第三階は四乘なるも若し三車宗に依れば第一階は一乘、第二階は二乘、第三階は三乘なり。

上述の如く時處人の三義に依て三階を区分すと雖、是れ一往大體の判別に過ぎず、佛在世に善星及び提婆達多の如き第三階に屬すべきものあり、又一千年の後に第一第二階に屬する機あり、處に約して娑婆の衆生を第三階となすも、人に就て論ずれば娑婆に第一第二階に屬する人なきに非ず、故に今多分に就て説をなすのみ、少分の通局なきにあらずと云へり。

五 普 別 二 法

探要記第六に

『三階集錄處々、雖明普別二法、文義幽隱、是非無地、只須編綜普別之文、備於後昆』と云ひ集錄の普別二法に關する文を列擧して解釋を試みたり、今其大要を摘録すべし。

普法とは第三階の機に於て一佛乘及び三乘法に對して是非を論せず、諸の賢聖及び一切の凡夫に對して勝劣を辨ずることなく、三寶衆生斷惡修善生解起行等に於て普く能く信じ深く歸敬するを云ふなり、此普法を學せば愛憎に墮せず、三寶を誇らず、唯純ら利益のみありて損壞あることなし、之を生盲衆生の佛法と名く、譬へば生盲の衆色を辨ずること能はざるが如し、故に群疑論に

(20)

『信行禪師作生盲觀、不別前境是聖是凡、總爲聖解、普敬設要』
と云へるものは是れり。

次に別法とは第一階の機は唯一乘法のみを學し、第二階の衆生は唯三乘のみを學し、遍く諸法を學せざるを別法と云ふ、一乘三乘聖賢凡夫を分別し、大は小を呵し小は大を用ひずと雖、一三の別法に於て各自愛憎の念なく、正見成就して生死を解脱し菩提を證得す可し、之を有眼衆生の佛法と名く、第三階の衆生此別法を行すれば空見有見成就の衆生なるが故に、三乘一乘の中の其一を用ふれば他を貶して常に愛憎の念に墮し三寶を毀訾し謗法の罪を造りて永く沈淪し出離の期あることなし、之に由て三一大小等を分別せざる普眞普正の佛法を以て第三階を化益すと。

六 淨土教に對する思想

禪師は淨土教を以て別法なるが故に第二階の佛法とし、佛滅後一千年已内に於ける機根に之を修せしむべく、當根は第三階の普法に依るに非れば得脱すべきにあらずとなす、是に由て無量壽經には第十八願に於て第三階の逆者を除外し、觀經には下品下生に第二階の逆者を攝取せり、大集經には佛滅後に於ける五箇の五百年を擧て初め二箇の五百年中は定慧堅固なることを説るが故に、十六觀及び念佛三昧を修すること勸むべきも、第三の五百年以後には機教相應せざるを以て觀佛念佛等の法門を用うべきに非ず、大集經には娑婆にありて正法を誹謗し賢聖を毀訾するものは一切諸佛の

淨土に擯棄せらるると説き、十輪經には十惡を造るものは一切諸佛の救はざる所なりと云へり、當今の衆生は五逆十惡の第三階の凡夫なるが故に無量壽經の第二階の佛法に因て淨土に生ず可らず、畜に生ずると得ざるのみならず、第三階の機にして別法を修すれば正法を誹謗し聖賢を毀訾するを以て墮獄の因縁を造るに至るべし、然るに今時の人彼の第三階の惡人をして第二階のものに例同して淨土に生ずべしと教るは誤りの甚しきものと云はざる可らず、又佛藏經及び諸律に破戒の比丘は我が弟子にあらず、僧伽藍の地を踐むことを許さず、佛法の大海には破戒の尸屍を受けずと説けり、破戒のもの既に佛教の容れざる所なり、況んや諸佛の淨土は純淨なり此の逆惡の凡夫何を以てか彼の一生補處の菩薩と俱に一處に會することを得んや、是に由て逆惡の衆生は決して淨土に生ず可らず、又壽經に特留此經止住百歲と云ふも壽經は第二階の佛法にして佛滅千年已前の機根に課すべき教なるが故に千年已後の百年を止住百歲と云ふに過ぎざるなりと、群疑論に集録を引て曰く

『今無量壽經等、即是別眞別正、是第二階佛法、千年以前、合行此法、千年以後、既無此機、斯教即廢、縱住世百年、只合千百年、故釋經道滅盡特留此經止住百歲者、是正法千年之後百年者也、』

と云へり、若し然らば第三階者は全く往生の望みなしとせんや他に往生の方法ありや否やと云ふに維摩經に菩薩入法を成就すれば此世界に於て行に瘡疣なく淨土に生ずべしと説く、禪師此入法は普

(21)

法なるを以て第三階者の往生法なりとす、八法とは維摩經の下に曰く

「何等爲八、憍益衆生而不望報(一)代一切衆生受諸苦惱(二)所作功德盡以施之等心衆生謙下無礙(三)於諸菩薩視之如佛(四)所聞經聞之不疑(五)不與聲聞而相違背不嫉彼供不高于己利而於其中一調伏其心(六)常省己過不訟彼短(七)恒以一心求諸功德(八)是爲八法」と、

禪師は淨土教に對して如此奇說怪辯を弄したるを以て群疑論には第三第四の兩卷に涉りて彼の怪說を破斥せり、今其一端を略述すべし、即ち論第三(淨全六三四)に壽經第十八願の除逆と觀經下品下生の概逆とを會通する古今十五家の說を出せり、其第十四に信行禪師の義を出す、即ち觀經に取るは第二階の人なり壽經に除くは第三階の人なりと、論は他の十四家の說に就て是非を論究すること割合に少なく、唯此兩階に配する解釋に對し力を極て批難論破せり、蓋し三階教は屢壓迫を加へられしも四依菩薩の所說として當時稍有勢にして信奉するもの多かりしに因るものなるべし、先づ論に禪師は四依の菩薩と稱するも觀經は別して第二階を攝取して第三階に通ぜず壽經は第三階の逆者を除き第二階の其れに通ぜずとなすは經の旨歸を失へる誤謬なりと論駁の端を開き、若し禪師の解するが如く觀經は第二階を取り壽經に第三階を除くと云はゞ法藏菩薩の願文に二失あることを免れざるべし、一に太過の失、二に太減の失是れなり、初に太過の失とは願文に唯除五逆と云ひ機の

差別に隨て造逆に除取あることを説かざるが故に第二階の人も若し五逆を造らば其五逆の名は第三階者の造れる五逆と異なる所なきを以て俱に除かざる可らざるべし、然るに觀經に第二階の造逆を攝取すと云はゞ除く可らざる第二階の逆者を願文に除けるは除き過ぎたる過失ありと謂はざる可らず、太減の失とは第三階の機は逆の造未造を論せず共に別法に攝せらるゝ機類に非るが故に本願に之を除くと禪師の説く所なり、若し然らば彌陀の本願は既に別法なるを以て第三階者の法にあらざるが故に第三階者を悉く除かざる可らず、然るに願文に唯除五逆と云ひ第三階者の未造逆をも併せ除くと云はざれば除き不足の過失を免る可らず、法藏菩薩の智慧不足にして願文周到ならずとせんや、若し願文に過失なしとすれば禪師の謬見なること論を俟ざる所なり、要すに太過の失は第二階の造逆に約し、太減の失は第三階の不造逆に約して論じたるなり、更に難じて曰く、彼れ若し觀經の下品下生に第二階の造逆を攝取すと云へるが故に既に太過の失なしと云はゞ此義然らず何となれば彌陀は發心の往昔に於て四十八願を發し釋迦は成道の後に在り十六觀經を説く、其中間少くも三祇十劫已上を経たり、彌陀發願の昔に於て過失を生じ、釋迦成道已後に之を通ずと云ふが如き不合理を生ずるに至るべし、若し章提未だ觀經を請せざる以前願中に此難に逢はゞ終に通釋すること能はざるべし、又若し一切の第三階者を悉く造逆者とせば過去の惑業は受苦既に畢りて罪障なきが故に是れ逆人にあらず今生にありては未造逆のものあり、之に由て第三階者を悉く逆者と定む可ら

ず、若し悉く逆人ならば皆阿鼻決定業のものにして餘趣に生ずること無かるべし、然るに涅槃經には一切衆生は不定業のもの多く決定業のものは少しと説けり、此經文誤りとせんや否や、彼れ救て第三階を逆者と云ふは現在造逆にあらず、機根極悪なるを以て逆者の名を用ひしに過ぎずと云はゞ是れ太滅の過を救ふに似たりと雖此釋七難あるべし、一兩階無異難、二得戒不成難、三邪未決難、四凡夫名聖難、五兩經相違難、六逆不名逆難、七三品成一難是なり、專人釋して唯除五逆は第三階の造逆のみを除き未造逆を除かず、未造逆の第三階者は普法を行じて西方に生ずることを得べければなりと、是れ太滅の過を釋するが如きも觀經の十念は普別二法中其何れに屬するや、彌陀一佛を念ずるは別法なるべし普法に依て往生するにあらず、若し之を普法とすれば第三階の法なり然らば何に由て觀經等を第二階の經となすや、等の九難を擧て之を破盡せり、其他觀佛念佛兩昧、逆者得生、止住百歲等の諸問題に對する辯駁は論に詳かなれば今之を略す。

七 結

信行禪師が佛教を分類する根本區分は前述の如く普別の二法にして其別法は一乘三乘の兩教なりと云ふが故に其意明かなるも普法に至りては汎爾にして明瞭ならず唯三寶解行等に於て是非優劣を見ず平等に信持すべしと云ふが如きは茫乎として信念を確立するを得ず隨て行法を修す可らず維摩經の八法を第三階衆生の往生法なりと云ふも八法は菩薩の法なり末法惡世の衆生の爲にせる法にあ

らざれば彼の所謂普法に適合すべくもあらず、殊に淨土の三經を第二階の教となし佛滅千年以後に通せずとなし壽經の經道滅盡を以て佛滅千年を指すと云ふが如きは頗る診説と謂はざるを得ず、當時華嚴天台及び淨土教の勃興せんとする際に當りて一乘教は別法なるが故に時機不相應にして若し此等の經典を讀誦し解説するものは沈淪の因縁を造るものなりと云ひ、淨土教も亦別法なるが故に末法の機之を修すれば破法の罪を造りて永く出離の期なかるべしと論ずるが如き、超然たる偉人は顧みざるものあらんも普通のものは多く之に反對せしは當然なるべし、然れども禪師在世は尙未だ普及せず隨て其弊害少かりしも没後其徒益々之を唱道せしを以て通途佛教所説に乖違するを知るもの漸く多く異論續出し弊害少からざるを認め開皇二十年其流行を禁止せられたるが如し、然れども内典録には其屬流廣海陸高之と云ひ開元録には雖斷流行不能杜其根本と云へるを見れば屢壓迫を加へしに拘らず禪師没後百六七十年を経るも尙流行せしことを知るべし。

再び他力斷惑論に就て

石 井 教 道

曾て本誌第十二卷第八號に於て、他力斷惑論なる題の下に、利劍即是彌陀名號の六字を稱ふる

再び他力斷惑論に就て

(六六一)